

介護

65歳以上の皆さんへ
平成16年度介護保険料の
普通徴収が始まります

介護保険料の納め方には、年金から天引きされる「特別徴収」と金融機関などを通じて個別に納付書でお納めいただく「普通徴収」の2通りがあります。老齢年金が年額18万円以上（月額1万5000円以上）の方は特別徴収になり、年額18万円未満の方が普通徴収になります。

ご注意ください！
こんな時は
普通徴収になります

- 年度途中で65歳になった場合
- 年度途中に転入した場合
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になった場合
- 平成16年4月1日の時点で年金を受給されていない場合

※障害年金、遺族年金、老齢福祉年金は、特別徴収の対象となりません。

保険料の決まり方

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
対象者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者（住民税非課税世帯）	世帯全員が住民税非課税の方	本人が住民税非課税の方	本人住民税課税 合計所得金額200万円未満の方	本人住民税課税 合計所得金額200万円以上の方
納付額	21,600円 (基準額×0.5)	32,400円 (基準額×0.75)	43,200円 (基準額)	54,000円 (基準額×1.25)	64,800円 (基準額×1.5)

納期のお知らせ

期別	納期限
1期	8月2日(月)
2期	8月31日(火)
3期	9月30日(木)
4期	11月1日(月)
5期	11月30日(火)
6期	12月27日(月)
7期	1月31日(月)
8期	2月28日(月)
9期	3月31日(木)

福祉

戦傷病者などの妻の
皆さんへ特別給付金が
支給されます

※普通徴収の方は便利な口座振替をご利用ください。
○口座振替を申し込まれていない方は、毎月27日が振替日になります。休日の場合は、翌営業日となります
問い合わせ
役場介護保険課保険料係
☎985-4115

*平成5年4月2日から平成13年4月1日までの間に、夫が戦傷病者として増加恩給などの障害給付を受け始めた場合、その妻に特別給付金が支給されます。
*右記の期間内に、増加恩給などの障害給付を受給されている戦傷病者と婚姻された妻に、特別給付金が支給されます。
*平成8年5月に戦傷病者などの妻に対する特別給付金国債の最終償還を迎えた妻であって、戦傷病者である夫が平成5年4月1日から平成8年9月30日までの間

に公務傷病以外で死亡（平病死）された場合、その妻に特別給付金が支給されます。
*請求期限は、平成16年9月30日まで。この日を過ぎると、時効により権利が消滅し、特別給付金を受けることができなくなりますので、請求忘れのないようお早めに手続をしてください。

請求手続・問い合わせ
役場福祉課社会福祉係
☎985-4112

内閣総理大臣の
書状を贈呈します

先の大戦で戦地などに派遣され戦時衛生勤務に服された「旧日本赤十字社救護看護婦」、「旧陸海軍従軍看護婦」の方々（慰労給付金受給者を除く）に対して、そのご苦労に報いるため内閣総理大臣の書状を贈呈しています。
ご本人またはご家族などからのご連絡をお待ちしています。

請求書等

役場福祉課社会福祉係

☎985-4112

請求期限

平成17年3月31日まで

問い合わせ

〒100-8926

東京都千代田区霞ヶ関

2-1-2

総務省大臣官房管理室

業務担当

☎03-5253-5182

☎03-5253-5190

寿大学（北公民館）

「痴呆相談事業」

日時

7月29日（木）13時30分

場所

北公民館 2階 大会議室

講演会

銚石和彦先生

愛媛大学医学部附属病院

神経精神科医師

個別相談会

14時30分

問い合わせ

在宅介護支援センター

「菜の花」

☎984-7366

